平成２２年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市石谷町2418番地４サンリット・レジデンスⅠ―202号
債務者　宮　　博愛
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県鹿児島市石谷町2418番地４サンリット・レジデンスⅠ―202
債務者　宮　　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目34番12号大崎アパート102号
債務者　塚元　秀明
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番66―34号
債務者　阿世知恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番14号上村ハイツ405号
債務者　帖佐　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番11―73号
債務者　和田　雄一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目17番９号
債務者　鮫島　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６８号
沖縄県那覇市牧志１丁目20番19号　赤嶺アパート301
債務者　豊永　雄大
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８１号
福井県越前市押田１丁目16番36号、旧住所福井県越前市野岡町第62号１番地３　サンコーポラス１―206
債務者　上坂　　守
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
福井県越前市押田１丁目16番36号、旧住所福井県越前市野岡町第62号１番地３　サンコーポラス１―206
債務者　上坂由紀江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
兵庫県たつの市龍野町末政164番地６
債務者　今井　美砂（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県養父市上野920番地
債務者　大下　隆志
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市出石町町分319番地の３
債務者　農座美津子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
奈良県奈良市三条本町７番23―405号
債務者　大内三恵子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
奈良県天理市櫟本町1285番地
債務者　古賀　鉄也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
奈良県天理市櫟本町1285番地
債務者　小畠佐規子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６５号
奈良市敷島町１丁目533番地の２
債務者　今村　公俊
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　奈良地方裁判所